令和６年４月

市川市内の保育施設における風水害時の臨時休園等の基準

１　基本的な考え方

保育所等は児童福祉施設として災害等の非常時においても原則として開所することとされています。このことから「児童福祉施設における業務継続ガイドライン（R4.3.31）」等により、施設ごとに業務を継続するための計画を策定することが求められています。

各種災害のうち、風水害については事前の予測が一定程度可能なことから、児童や保護者、保育従事者の安全を確保するため、以下の基準に基づいて臨時休園等の措置を講じることとします。

２　対象施設

認可保育所、認定こども園（保育所型）、地域型保育事業所

３　臨時休園等の判断基準

（１）避難情報の発令

市川市から避難情報（警戒レベル３以上）が発令された場合、対象地区に所在する施設は以下により休園等の対応を行う。

施設の所在地区における警戒レベル	開園前	開園後（保育時間中）
警戒レベル３以上 （高齢者等避難）	**臨時休園** 解除されるまで受け入れは行わない	**園児のお迎えを依頼** 全園児の引き渡しが完了するまで保育を継続

※気象庁の気象情報「警戒レベル３相当」等は避難情報ではないためご注意下さい。なお、通常は気象情報「警戒レベル４相当」以上の発令に先立ち、「警戒レベル３」以上の避難情報が発令されていることを想定しています。

※市川市の避難情報は、市川市メール情報配信サービス、市川市公式SNS（LINE、Facebook、X（旧Twitter））、地域防災無線から同時に発令しますので、あらかじめ各サービスの登録をお願いします。

※以下のサイトでは、最新の避難情報を常時確認できます。

〇市川市災害ポータルサイト　https://www.city.ichikawa.lg.jp/gen06/saigai.html

（２）公共交通機関の計画運休

	開園前	開園後（保育時間中）
JR等鉄道各社が市内の全線計画運休（完全運休）を発表	**臨時休園** 計画運休が終了するまで受け入れは行わない	**園児のお迎えを依頼** 運休までに降園が完了できるよう保護者にお迎えを依頼

４　保育の再開

避難情報の解除後、保育施設内外の安全確認、ライフラインの被害状況確認及び復旧を行ったのち、施設の安全が確保され受け入れ態勢が整った場合は保育を再開する。この際、給食物資納入業者の搬入が困難な場合は給食の提供は行わないことも考えられる。

５　保護者への周知

風水害時等における保育所の臨時休園等の対応について、毎年度当初などに保護者へ周知を行う。

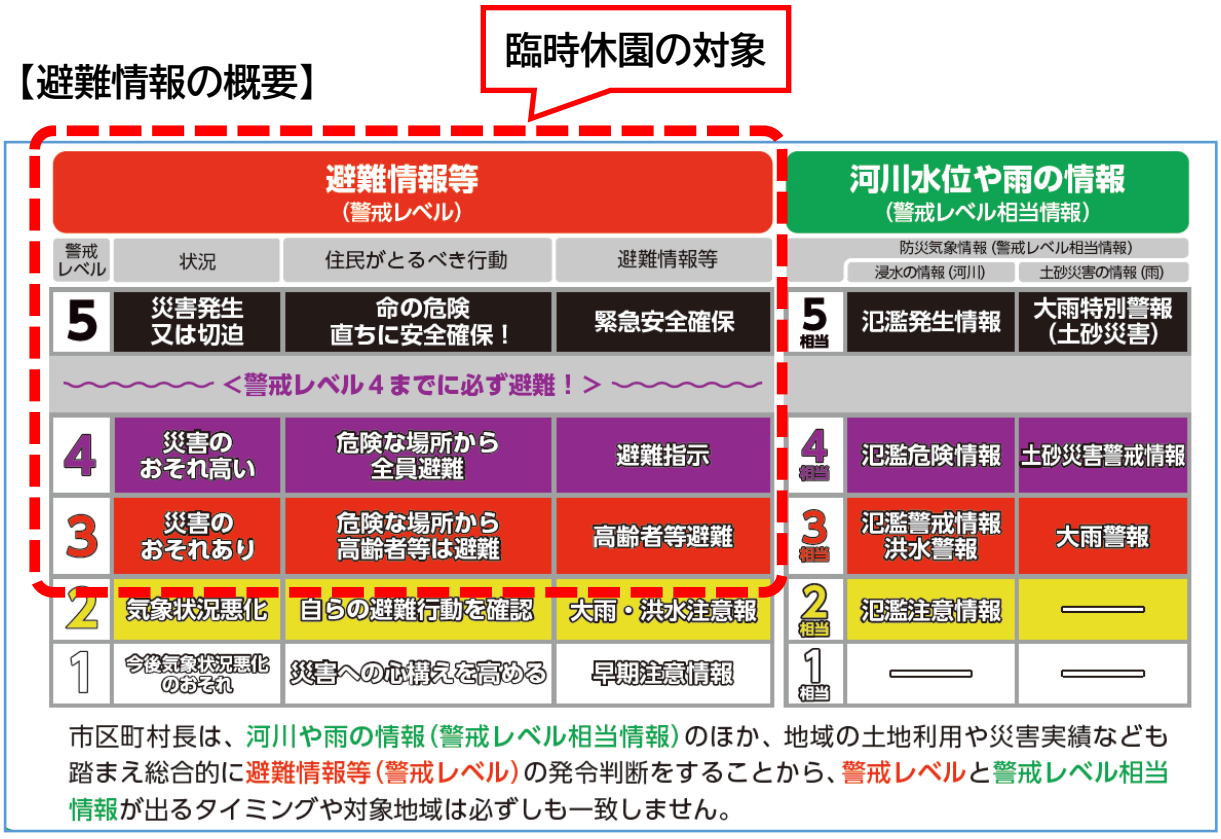

出典：内閣府防災情報のページ（避難情報のポイント）